

★離婚後も双方の親に子どもを育てる権利を！

引き離し 3

2008年12月11日

離婚後の親子の交流を実現するデモ Part 2

今年の7月に引き続き、離婚後の親子の面会交流、共同親権の法制化を求めて「離婚後の親子の交流を実現するデモ Part 2」と題して、10月26日に第2回目のデモ行進を行いました。今回は、渋谷区の恵比寿公園から恵比寿駅前、明治通り、外苑西通り、広尾駅前を通り、広尾の笄（こうがい）公園までの約2.7Kmのルートです。

当日は、約35名の参加者が集まり、集合時には小雨が降り始めるといったあいにくの空模様でしたが、出発する頃には小雨も上がりパトカーに先導されて定刻にデモ行進に出発しました。先頭の街宣カーにコーラー二名が乗り込み、デモ参加者は三種類の横断幕や各々が訴えたいことを記したプラカードを掲げてコーラーの掛け声とともにシュプレヒコールをあげて行進しました。同時に沿道の歩行者の人々にもチラシなどの配布を行い訴え掛けました。

今回は比較的沿道に人が多く、アピール度は高かったと思われるのですが、特に恵比寿駅周辺は、日曜日ということもあって、アピール度は最も高かったのではないかと思っています。さらに今回も外国の方が多数参加し、英語でもシュプレヒコールを挙げて訴えました。途中、ドイツやフランス大使館が近くにあるので、この英語での訴えもアピール度は高かったのではないかと思っています。

前回に比べてデモ行進の距離が長かったのですが、幸い途中で雨にも降られず、皆無事に笄公園まで到着しデモ行進を終了することができました（ここまでパトカーの先導や交通整理のため同行してくれた警察官の方々に感謝）。そして終わったあとは、達成感と爽快感があり心地よい気分でした。

今回は前回に比べて参加者が増え、内容が派手になったことでアピール性が増してよかったです。次回実施するときはさらに参加者が増えればよいと思っています。今回のデモで我々の訴えが世間に伝わり、関心を持ってくれる人がさらに増えることを期待しています。

最後にデモに参加した皆さんお疲れ様でした。

（船木俊雄）



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6 スペースF内

TEL/FAX 042-573-4010 (スペースF・宗像)

mailto: oyakonet2008@yahoo.co.jp

<http://blog.goo.ne.jp/oyakonet>

年会費 個人 1000円、団体 3000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名：親子交流ネット



国会請願署名を集めています

関連団体を含め駅頭署名集めの日程は以下です

■12月18日 18:00～19:00 @国立駅南口

■12月23日 12:00～14:00 場所未定

(親子ネットまでお問い合わせください)

●シンポジウム

離婚家庭の新しいかたち

共同親権 子どもが両方の親から 育てられるために

11月9日（日）、文京シビックセンター地下一階のアカデミー文京にて、親子の面会交流を実現する全国ネットワーク主催のシンポジウムが開催されました。

弁護士で山梨学院大学法学部教授の福田雅章さんは、「子どもの福祉」の名のもとに、親権を持つ親の意向で子どもが左右される現状を子の立場から説明し、子どもの権利を保障するためには共同監護が必須であること、人間が本能的に持っている欲求（care し、care される関係）を満たしてこそ、子どもはそのうちに秘めた生命力を伸ばし、開花させられると話しました。

また、京都で離婚後の親子交流の支援事業を行っている、日本家族再生センターの味沢道明さんは、「子どものアイデンティティー形成に、自らの出自を知り、その親との関係を確認するという作業は不可欠」とし、面会交流のための援助としてビデオ・テレホンサポート（面会交流を仲介する連絡調整サービス）が果たす役割について話しました。

おふたりの話に共通していたことは、今の法制

度では子どもの立場から考えるという点が抜け落ちていること、この問題は、なによりも子どもの気持ちを最優先に考えるべきだということだったと思います。

講演のあと、子どものころ親の離婚を経験した当事者三人からの発言がありました。

まず、父方の祖父母に育てられ、母親は死んだと聞かされて育ち、成人してから母親と再会した中田和夫さんが、「何よりもまず、本当のことが知りたかった」と口にされたとき、その言葉の重みに打ちのめされました。祖父母からすれば、よかれとの思いで母親の存在を隠して来たのでしょうか、それが本当に子どものためだったのか。とても考えさせられるお話をしました。

また、現在イランの娘さんと別居中のジャラリ恵子さんは、自身が子どものころ両親の別居によって父親不在のときを過ごし、その間に母親から聞かされた父親の悪口がいかに自分を苦しめたか、その結果、両方の親に反抗したまま育った経験を話しました。しかしその後、両親に抱かれた赤ちゃんのときの自分の写真を見て、「お父さんもお母さんもとっても好きだった」と思い出したというエピソードに、涙がとまりませんでした。「お父さんも、お母さんも好き」。ジャラリさんの気持ちは、両親が離婚した子どもたちみんなの素直な気持ちなのではないでしょうか。

アメリカで親の離婚後、共同監護を経験し、そのときの裁判の膨大な記録を持って現れたデイビッド・ハーンさんは、両親のあいだを行き来しながら兄弟で助け合い、支え合ったことを話し、日本でなぜこれほど多くの親子が会えないまでいるのか疑問を投げかけました。

最後に臨床心理士の須田桂吾さんの司会のもと、会場から寄せられた「日本で共同親権が進まなかった、そのネックになっているものは何か」など、真剣な議論が交わされました。

このシンポジウムが、会場に集まった50人の当事者・関係者たちの、共同親権法制化に向けての新たな一步となることを願ってやみません。

（武田明子）



「離婚と子どもIII—子どもの最善の利益を考える」レポート

2008年11月15日

■基調講演「両親の離婚と子どもの最善の利益」棚瀬氏——ご指摘された問題点は主に以下の3つです。

- ①「子の福祉」という言葉が曲解され使われて来た。
 - ・背景に離婚件数の激増、男性の育児への関わりの増加、女性の自立に伴うジェンダーウォーの発生がある。
 - ・「子の福祉」という言葉が裁判所・監護親の都合の良いように使われて来た現実がある。
 - ・監護親による非監護親の親子断絶を利用した子の囲い込みがパターンとして利用されてきた。

②貧弱な家裁の実務状況。

- ・調停では人間関係調整に不可欠な理解・協力が無く、監護親の面会妨害とその対抗の場となっている。
- ・家族法・家裁は質的にも量的にも対応できており、会わせない監護親の前には執行力も不十分である。

・当事者が調査報告書を読ませてもらえない、審理に時間が掛るなどの職権主義が存在すること。

③実体法の問題点とこれまでの解釈の誤り。

- ・「常に面会交流を勧めるべき」という法文の原則が例外として運用されていること。
- ・面会交流は子どもと非監護親の権利であるにも関わらず、裁判所が権利として認めていないこと。
- ・単独親権も問題の一つだが単に共同親権化するだけではダメ。適用国でも単独監護の選択は少く無い。

これらに対して、以下の対策方法が提案されました。

①真の「子の福祉」を実現するために

- ・こじれた原因を解消するためにも、きちんとした面会交流のためのルール作りが必要。
- ・葛藤の発生は当然であり、これを面会妨害のための条件にさせない。
- ・権利の実現を、義務を負う者に任せることをやめる。

②貧弱な家裁の能力・実務状況を改善するために

- ・家裁の能力（調停委員・調査官には専門家を登用する等）・執行力の向上。

- ・引き離された当事者のエンパワーメントを図る。
- ・子の特別代理人を立てるのも一つの方法。

③実体法を正しく解釈し、問題を解消するために

- ・面会交流が子の福祉にかなうという原則と例外を明確化すべき。
- ・家族形成権・子が親と交流して育つ権利を持つことを主張する。
- ・立法・行政施策や判例・ルールの整備と交渉手段の充実が必要。

■事例報告

2件の事例紹介がありましたが、うち一件では、誤った父親像の刷り込み、養子縁組へ裁判所のいいかげんな調査・判断基準による裁定の結果と言える16年の長きにわたる引き離しの苛烈な実態が報告され、親子引き離しの問題点の多くが集約されたものでした。

■パネルディスカッション——以下の内容が議論されました。

- ・なぜ非監護親は子どもと会えないのか？
- ・面接交流を進めるにあたり葛藤とのバランスを保つのが大切と考えられるがどうか？
- ・オーストラリアでは子どもの代理人制度や父が子に会うときのマニュアルもある。どの様なものか？
- ・現行の法制度下での「会えない子ども・親」の解消に向けてのヒント・運用面での工夫は？
- ・現行の法制度にとらわれない施策として何があるか？

■所感

初参加のシンポジウムで、専門家の認識等に大変興味を持って参加させて頂きました。論点が微妙にずれたパネリストの意見もありましたが、大変有意義であったと思います。

最も印象に残ったのは、「子が非監護親を悪く言うのは監護親がそう言っているからで、監護親が非監護親の人格否定をしているのであれば、親の血を引く子のことをも裁くことにもなる」という説明です。これは、監護親・非監護親に関わらず、しっかりと肝に銘じておくべきことであると感じました。

(片 哲也)

離婚家庭支援の現在 ①

「痛ましい引き離し」

味沢道明（日本家族再生センター所長）

私は夫婦間トラブルの当事者の支援をしているから、暴力がらみとか、離婚とかいう話にも日常的に接することになります。夫婦の問題は暴力の有無に関わらず、たいていのケースで、もともと相互に抱える問題があり、そこに相互の関係の問題が重なる事になります。どちらか一方の責任とかどちらか一方が悪人ということはありません。けれど、子どもはどの場合でも責任はありません。

なのに、子どもの意志は客観的な立場で保証される事はありませんし、子どもが客観的な立場での情報を得ることもできず、養育者のコントロール下に置かれる事になります。きけば聞く程胸が痛みます。

ある事例では、母親の妄想に基づいた話で女性相談員が性虐待があったと断言し、母親はそれを信じ離婚に突き進みました。二歳のこども本人に

対する診断では何もその事実はないにも関わらずです。司法は虐待の有無について検証することもなく夫婦の問題として離婚を認めるという判断に至ります。

この場合、子どもは父親との関係を失うだけでなく、父親に性虐待を受けたという母の妄想で自己イメージを形成してしまいます。父親は将来その娘が事実を理解できるようになった時に虐待を受けてはいないと言う真実を伝えるために、事実の経緯を逐一記録し、客観的記録として残す努力を続けていました。米国でもジュディス・ハーマンの記憶回復療法で、誤った記憶による心理的受傷の重大さが問題視され、現在はジュディス・ハーマンの療法は有効性が否定されています。が、日本ではまだこの療法が正当なものと言われているようです。

日本では父娘の問題はあまりおこらなかつたけれど、夫婦間では暴力を介して妄想が暴走してしまうという、現実があります。そこで多くの子どもたちが傷付いているという事実もあります。冷静で客観的な家族に対する支援のできる専門家がどうすれば日本で育つのでしょうか。もう、女と男の対立をあおり子どもを巻き込む被害者支援は

＜団体紹介その3＞

ぐにたち子どもとの交流を求める親の会

私たちの会は、平成20年3月20日に国立市公民館で開催された「離婚したら親子はどうなるの？」の集会を機に発足しました。国立市民を中心とした、離婚後（又は別居後）実の子どもと会えなくなった親たちの会です。国立市への「離婚後の親子の面接交渉の法制化を求める陳情署名」提出を契機に、親子ネットと連携しながら近隣の各市議会等へも陳情書や請願書を提出し、国立市、国分寺市、立川市、日野市、小金井市で採択されました。

国立市中にあるスペースFを拠点に、原則として毎週木曜日夜19時から会議を行い、第3木曜日に限り自助に関する定例会を行っています。毎月参加者が増え、毎回10人前後が出席しています。出席者の構成は概ね男女半々で、国立市民や近隣市民だけでなく都内・千葉・神奈川からの出席者もいます。

子どもに会えない当事者としての苦しみや悩みの傾聴やお互いの情報交換と同時に、文献や法律等の勉強会も行い、根本的な問題を認識し、行政支援や法制化整備の具体的解決に向けて活動を行っています。

11月20日より当会の代表は、親子の面会交流を実現する全国ネットワークの宗像から、中村淳一に替わりました。子どもたちにとっての福祉とは何か、私たち市民にできることは何か、自助と公助の両方の充実を目指し、勉強しながら実践している会です。ミーティングや定例会が終わってからの、おいしい手料理を交えての楽しい団欒も当会の特徴です。

Mother's Wish 母の願い

発足集会を終えて

さる11月30日、東京都文京区にある男女平等センターにて、Mother's Wish 母の願いの発足集会を開催しました。集会に参加した殆どの母親が、子どもと引き離されていて、長い人では10年以上も実の子どもに会えていません。

当日は、事前に事例集に載せている母親7名と、その他に6名も加わり、計13名の母親がそれぞれの状況を語りました。今回この会の為にわざわざ日本帰国を早めて参加してくださったアメリカ在住のメンバー、関西地区からもこの会の為だけに出向いてくださったメンバーもいました。

他には、マスコミの方3名と杉並区の民主党議員さん、明尾代表のご友人も参加して下さり、感無量な気持ちでいっぱいでした。私たち会のメンバーそれぞれの思いは共通で、『子どもに会いたい』という強い願いを抱いています。

我が母の会の代表明尾は、カナダと日本の両方で3年以上も裁判で戦っています。

今年6月に、17年間暮らしていたカナダから日本に帰国し、わずか4ヶ月で母の会を結成し、代表を務めるとても頼もしい存在です。私たち会のメンバーは、愛情をこめて『隊長』と呼んでいます！

そもそも、明尾代表と私たちメンバーがこの母の会を立ち上げようと思ったきっかけは、今までにシングルマザーの会は全国に沢山結成されているけれど、私たちのように子どもと引き離されてしまった母の会はどこにも存在しないというところから始まりました。いかに私たちのような境遇の母親の世間一般の人たちが抱くイメージが悪いか。そのイメージを払拭したいという思いと、このような状況の矢面に立たされているお母さんたちは孤立してしまいがちなので、同じ当事者同志の交流を図れる場を作りたいという思いと、更には、将来的に当事者へのカウンセリングや相談窓口の開設など、親子引き離しの問題に苦しんでいる人たちをケアする側になりたいという思いも持っています。

と同時に、このような引き離しを作る原因となる法律の改正や面接交流の明文化、行く行くは、日本も他の先進諸外国同様に共同親権を実現してほしいと考えています。

今回、母の会の発足集会に集まつたお母さんたちの生の声を聞いていて感じたことがいくつかあります。それは、みな、とても子どものことを考え思っているということです。良心がある親だからこそ逆に引き離しに会ってしまったのだとも思います。そして、夫婦間の問題やその後の実子との引き離しによって、うつ病やその他の精神的疾患を発症した人がとても多いということです。さらには、幼少期に家庭の問題を抱えている人も多いです。いわゆる『機能不全家庭』で育った子どもたちということです。未だそのトラウマを抱え続けている人もいます。子どもは、双方の親に愛され成長を見守られることで安心感や自己肯定感を得られます。今現在私たちの子どもたちは、片親に育てられ片親からの一方的な愛情しか与えられていません。それは、子どもにとっては不幸せなことだと私は考えます。夫婦間のいさかいや別居、離婚によって一番に被害を受けるのは、何も関係ない子どもたちなのです。子どもたちの最善の福祉を考える為にも、両方の親は、夫婦間の問題と親子間の問題は切り離して考えなければならない問題だと思います。そして、たとえ夫婦間の問題で離婚することになったとしても、親子間の関係はずっと続していくのですから、その辺をしっかりと親自身が理解し、親としての役目を果たす必要性があると思います。

彼らは、夫婦間の問題と親子間の問題は切り離して考えなければならぬ問題だと思います。そして、たとえ夫婦間の問題で離婚することになったとしても、親子間の関係はずっと続していくのですから、その辺をしっかりと親自身が理解し、親としての役目を果たす必要性があると思います。

彼らは、夫婦間の問題と親子間の問題は切り離して考えなければならぬ問題だと思います。そして、たとえ夫婦間の問題で離婚することになったとしても、親子間の関係はずっと続していくのですから、その辺をしっかりと親自身が理解し、親としての役目を果たす必要性があると思います。

私は、この会を通じて、一刻も早く実子と再会し、たっぷりと愛情を注いであげられるように頑張って活動しています。そして、将来的にこの活動が実りあるものになることを願っています。

(大空美晴)



やめよう！人質弁護 なくそう！人質調停 キャンペーン

親子ネットでは、離婚時に子どもとの面会を取引材料にして離婚を迫ったり、解決金(慰謝料)をとったりする人質取引をやめるように、各方面に働きかけました。私たち引き離されている親子からすれば、このような行為は一見明白に人権侵害であり、たとえばアメリカではこのような行為をした弁護士は懲戒されるそうです。しかし子どもを確保している側に親権が行く日本では、弁護士や裁判所が、長い調停時に親子引き離しを行なうことは慣例となっていて、相手側に弁護士がついたとたんに、子どもと会えなくなり、法外な要求をされることも珍しくありません。私たちは特に「基本的人権を尊重し、社会正義を実現することを使命とする」弁護士たちの自覚を促すために、弁護士たちの人質取引を「人質弁護」と呼び、全弁護士会に所属する弁護士の「人質弁護」をやめさせるように要望書を提出しました。また日弁連には公開質問状を出し、「人質弁護」活動を行なった5弁護士のリストを提出しました。同時に弁護士会前で宣伝活動を行ないました。

結果、大阪、山口、鳥取、第一東京、第二東京の5弁護士会から回答が来ました。第一東京、第二東京の弁護士会は、直接窓口に行ったのもあって、とりあえず「受け取りました」という内容でした。大阪と山口は、個々の弁護士の方針に関する事なので応じられない、あるいは参考にするというものでした。鳥取は「当事者が会わせないというのを代理人弁護士が調整しているというのが大多数であり、このような事例が一般的とされるということとは当会会員にとっての侮辱と受けとられます」というたいへん人間的な回答とともに、「運動の対象について再度ご検討されることを希望します」というご指導をいただきました。人質弁護を容認する回答が届いたのは残念ですが、引き離された当事者から見て、鳥取のような主張はいささか実態と違うという印象を受けます。

楽しみに待っていた日弁連も、回答しかねるという残念な回答でした。とはいっても、回答をいただい

た5弁護士会にあらためて資料を送付すると、山口県弁護士会からはお礼とともに、委員会での資料提供をするという書面が改めて送られてきました。

弁護士会内部で、親権と面会について議論を促す材料として、少なからずこのキャンペーンが効果を持ったのではないかと思います。子どもを使った人質取引がなくなるよう、これからも継続して働きかけていきたいと思います。

●離婚に際し、子どもとの面会を取引材料にする行為は人権侵害です

私たちはこういった人質司法を絶対に許しません

<賛同> (順不同) 渡辺理(親子ネット)・宗像充(会えない親)・テムラク歩美(離婚後の子どもを守る会)・関きよみ(我が子に会いたい親の会)・辻くにやす(我が子に会いたい親の会)・がまくん(我が子に会いたい親の会)・館野公一(自営業)・小池雅久(美術家)・大貫淑子(書道教師)・難波広(一般市民)・河邑肇(大学教員)・伴はるみ(教員)・井上森(日野市)・天野誠一郎(国立市民)・岡田健一郎(学生)・家坂平人(国立市民)・結城みすず(O.L.)・植野史(フリーター)・梶川涼子(反天皇制運動連絡会)・滝沢チエ子(松戸市民)・大西一平(立川反戦ビラ裁判元被告)・大洞俊之(立川テント村)・川井健朗(会社員)・星埜恵(学生)・結城実(無職)・家坂平人(翻訳業)・村崎セツコ(編集者)・武田明子(親子ネット)・大橋鉄也(元高校教師)・阿部ひろみ(国立市民)・堤陽子(主婦)・堤則昭・佐藤栄子・葛西則義・山田和博・矢澤実穂・大西正昭・平久保善之・大橋百合子・中村優子・大橋奈紀子・佐々木茂樹・鵜飼恵子・栄木ひとみ・吉田正廣(自営業)・刈谷厚志(親子ネット)・明尾雅子(デザイナー、翻訳業)・加藤昭光(会社員)・蓮見岳夫(会社経営)・まつもと(建設工事・大工)・森俊哉(コンサルティング会社マネージングディレクター)・勇佑パパ・井野英二郎・森尚子・永宮正規・村上らっぱ(障害者・介助者反戦)・星野千恵子(喫茶店業)・栗洲宣之・桜井一徹(会社員)・榎木みお(会社員)・中野淳介・マジックR in(マジシャン)・織田環(山口県教諭)・高橋真弥(東京都主婦)・山口理恵・山口修・山口郁子(主婦)・増戸健太郎・坪木心吾(鍼灸師)・曾和久之(会社役員)・川口定男(地方公務員)=計71名

「共同監護請求の離婚裁判」

私は引き離されたのはわずかで、つらい体験はしていませんが、共同監護請求の離婚裁判を最高裁までやった体験などをまとめました。

離婚原因が妻の側に100%ある状態で私が離婚を決意したとき、三男もすでに中学1年でしたが、私は法的には離婚しても子どもが一人前になるまで全員同居と宣言しました。しかし調停で妻が親権を主張して不調になりました。私は弁護士なしの本人訴訟を2003年に始めました。請求は、①離婚、②慰謝料、③親権は父、④共同監護です。離婚判例ガイドで共同親権ではなく共同監護なら可能との説を知り前例なしの共同監護を請求しました。なお詳しい文献は棚村先生の「[離婚後の子の監護一面接交渉と共同監護の検討を中心として]」です。

訴状の原稿を子どもに見せ、全員の賛成を得て始めたのですが、妻が嘘だらけの反撃をして私が嘘を暴く繰り返しになりました。私は子ども3人からそれぞれ複数の陳述書を出してもらい、妻は子どもからのインチキの聴き取り書を出した程度で子どもがこれも否定し、内容的には圧倒的に勝っていました。なお、家では夫婦喧嘩ゼロで事務的会話のみ、父と子および母と子の関係は良好で裁判中とは思えない明るい雰囲気でした。

神戸地裁（当時の一审は地裁）の判決では、慰謝料はかなり認められましたが、親権は兄弟を分けて三男は妻となり、共同監護は認められませんでした。高校入学直前の三男の親権者を母とする理由は身の回りの世話（笑）です。共同監護を認めない理由は妻の同居反対と「無用の混乱を生じさせかねない」だけです。

なお、裁判官が双方の文書を読み飛ばし誤解している所がありました。控訴し大阪高裁でも勝っているつもりでしたが、判決は棄却で変わりませんでした。これもお粗末な理由で、共同監護を認めない新理由「福祉に適う特別な事情も見当たらぬ」が追加でした。

当時、長男は成人で深夜帰宅、二男は遠くの学校で、高1の三男から最高裁への上告の了解を得ました。三男は妻に実家での別居を言われたが返事をしていないとのことでした。それに関して夫婦喧

嘩した翌日、私が帰宅すると誰もおらず、妻と三男の荷物がなくなっていて、1ヶ月のチキ引き離しを体験することになりました。その後2006年に最高裁も棄却で確定、三男の親権者は元妻ですが、私は三男と自由に交流できています。

私は書籍からの知識で共同監護請求の裁判を始め、共同親権を求める「ファーザーズ・ウェブサイト」の存在は一番後に知りましたが、裁判にすぐに役立たないと思って参加しませんでした。二審後に三男と会えなくなって「引き離し」を初めて知り、ファーザーズに入会しました。その会員専用掲示板でひどい引き離しが多数ある実態を知って驚き、やれる範囲でこういった問題に関わろうと思いました。その後、ミクシィにおいても関連コミュニティが多く誕生し、混沌としている状況の中さらに親子ネットがスタートしたわけですが、どれも目的は同じですから、微力ながらどこにも協力したいと思っています。「びじっと」のような面会サポートも重要なと考えています。

また、知り合った当事者同士が色々な面で個人的にも助け合うことも重要と考えています。その一例として、家庭裁判所で調停中の当事者の方について、訴訟で使うような第三者の「陳述書」の提出を試みてみました。大阪家裁では調査官・調停委員に受け取りを拒否され、神戸家裁では受け取ってもらえて多少役立ったというところです。

今年から関西で「我が子に会いたい親の会」を中心として集まるところを始め、徐々にメンバーが増えつつあるところです。宗像さんの新聞記事で関連団体があることを初めて知った人もいます。時間の制約のためあまり何もやれていませんが、とにかく前進していきたいと思っています。関西以外から仕事その他で関西に来られる方があれば御連絡ください。それに合わせてたとえ2人でも集まります。震災後に設置した神戸の仮設コンテナ教室が集まる場所のひとつです。連絡は、ミクシィのナカノ、ファーザーズの中野、メールアドレスnakano1@fd5.so-net.ne.jp、〒654-0014神戸市須磨区若木町2-10-7-201のどれでもOKです。

（中野淳介、平成20年12月）

手帳にメモして！

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

日時：12月18日19:00～、場所：東京都国立市スペースF（国立市中3-11-6）、実費を負担、主催：くにたち子どもとの交流を求める親の会、問い合わせ：042・573・4010（スペースF）

■離婚の背景—面会交流の基礎知識講座 ①「親子の面会交流相談入門」

日時：1月29日19:00～21:00、場所：国立市内（未定）、講師：増戸健太郎（国際親子交流支援室）、②「面会交流の法的知識」

日時：2月8日13:00～16:00、場所：国立市内（未定）、講師：杉井静子（弁護士、日弁連家事法制委員会）、ともに資料代500円、主催：くにたち子どもとの交流を求める親の会、問い合わせ：042・573・4010（スペースF）

【編集後記】親子の引き離しに関するイベント事が多かったし、ほとんどを参加していた。10月末のデモ行進、11月親子ネットシンポジウム、日弁連シンポジウム、『～Mother's Wish 母の願い～』発足会。離婚による引き離しの問題が少しづつ、知られてはきているが、まだ道のりは遠い。非監護親に対する人権は無いに等しい。もちろん私も経験したし、多くの非監護親もそうであろう。親

活動日誌

・親子ネット会議第10回～第13回
10/19、10/30、11/16、12/7

・宣伝活動

10/15 八王子家裁前、10/19 中野駅、10/26 デモ行進part2（渋谷恵比寿公園～広尾笄公園）、11/15 弁護士会館前、11/18 千葉家裁前、11/30 水道橋駅

・講演会・催し物

11/9 シンポジウム「離婚家庭の新しいかたち 共同親権 子どもが両方の親から育てられるために」（親子ネット）

11/15 シンポジウム「離婚と子どもⅢ 子どもの最善の利益を考える」（日弁連）

11/22 「学習・意見交換会」（親子ネットNAGANO）

・陳情書・請願書・要望書・その他書類提出

10/8 鳥取県弁護士会（回答）、10/16 山口県弁護士会・大阪弁護士会（回答）、10/15 八王子家裁（要望書提出）、10/23 第一東京弁護士会（回答）、11/4 第二東京弁護士会（回答）、11/12 杉並区（陳情書提出）、11/18 日弁連（回答）、11/21 香川県（陳情書提出）、千葉家裁（要望書提出）、12/1 白馬村（請願書提出）、その他江戸川区・中野区・杉並区（陳情書済）

・その他

11/16 国会への「離婚後の共同親権・共同での養育を実現するための法整備を求める請願」署名活動開始～1/31

12/3 衆参両議院議員会派回り

・マスコミ

10/10 週刊金曜日「「子と離れて暮らす親ら『人質司法やめて』」

10/16 毎日新聞「離婚後の親子面会拡大へ」

11/4 NHK ゆうどきネットワーク特集「どうする？離婚後の親と子の面会」（NPOびじっと・親子ネット）

11/14 ヘラルド朝日（英語版）「子どもの養育 離婚後も父母双方に親権を」（9/30「私の視点」を英訳）

11/16 每日新聞「離婚で面会拒否 単独親権制度が壁」

11/23 信濃毎日新聞「平等な親権 法整備訴え」（親子ネットNAGANO）

11/29 每日新聞長野版「意見交換：親権の悩みで 子供との面会、制度化を 松本で県内初」（親子ネットNAGANO）

12/2 每日新聞「親子面会 離婚後子どもと面会権利法制化へ 都内でも母親ら団体」（Mother's Wish）

12/3 長野毎日新聞「『人ひとつでがき』白馬村教育委員、堤則昭さん」（親子ネットNAGANO）

であり続けたいのに法律に閉ざされているなんて、おかしいのだ。引き離しにあっている親の立場の私だが、やはりこども達の意見も聞いてみたい。親の離婚を経験し

たこどもの方（現在は、成人している方も含む）、もしあなただ方が、この『引き離し』の会報を目にすることがあったなら、私たちに声を届けてみませんか？（関）

★★★★★ 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク会員募集 ★★★★★

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子の面会交流への公的支援を求めて活動しています。

双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行なってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行なっています。

ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。会費はメンバーに手渡しか、以下に振り込みください。

会費 団体3000円 個人1000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名 親子交流ネット